

回 覧

第四地区住民自治協議会 決議 第1号

東日本大震災及び長野県北部地震に関する緊急決議について

去る3月11日に発生した東日本大震災は、岩手県・宮城県・福島県など東北地方を中心に甚大な被害をもたらす未曾有の大災害となりました。また、3月12日に発生した長野県北部地震につきましても長野県下水内郡栄村を中心に家屋倒壊等をもたらす大きな災害となりました。

今回の東日本大震災では、街や田畑を容赦なく飲み込み、家や車を軽々と押し流していく津波の威力には言葉を失いました。また、一瞬にして家も財産も失い、いまだ家族の安否も分らずにいる多くの被災者の姿を目の当たりにし、胸が締めつけられる思いであります。長野県北部地震についても、道路施設やライフラインの寸断、家屋倒壊等により多くの住民の皆様が避難所生活を余儀なくされております。

このような状況をみて、第四地区（諏訪町・西後町・県町・南県町・妻科・新田町の6町のエリア）の区長さん等各町役員さんにより組織構成されている第四地区住民自治協議会としても、被災地の一日も早い復旧・復興を心から願い下記のとおり被災地に対して義援金を送金しました。

本来ならば、住民自治協議会の当初予算外の支出であるため、第四地区内の住民の皆様、事前に義援金の支出やその金額等について確認のうえ実施することが望ましい姿でありましたが、一刻も早い被災地への支援を考えたことにより、住民の皆様には事後報告となりました。

第四地区内の住民の皆様には、今回の支援方法についてご理解いただくとともに、ここに、改めて第四地区全体として被災地の皆様を支援したことについて報告いたします。

義援金額 金 100,000 円

【信濃毎日新聞社「災害義援金」に送金しました。】

<その他>

義援金の支出については、住民自治協議会の特別会計【平成22年度から都市内分権の推進により見直された第四地区内の10団体（見直しとなった団体：区長会・スポーツ振興会・防犯協会・地区社協・環美連・人権同促協・子育て連・交通安全推進委員会※母の会含む・少年育成委員会・青少年育成地区会議）の残余金】から支出しました。

なお、詳細につきましては、平成23年度 第四地区住民自治協議会「定期総会」において改めて報告します。

【定期総会：4月28日（木） 午後2時から もんぜんぷら座3階 会議室304】

平成23年 3月17日

第四地区住民自治協議会
会長 福 沢 達 雄



第四地区としても、一日も早い被災地の復興を祈りましょう!!